

社会福祉法人経営者のための

ハートフル・ウェルフェア

(心から豊かになる社会福祉)

岡税務労務会計事務所

TEL 092-851-3689

FAX 092-851-7403

社会福祉法人経営者のための経営学

子どもの養育を考える

1. わが国の児童家庭福祉施策は、1947年に公布された「児童福祉法」を基本とし、関連する各種法律に基づいて推進されている。児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されなければならないこと、また等しくその生活を保障され、愛護されなければならないことを児童福祉の理念として、児童家庭福祉施策が実施されている。
2. その体系は、母子保健対策、保育対策、児童健全育成対策、母子家庭対策、障害児対策から成っている。児童に関する手当としては、児童手当（児童健全育成対策）、児童扶養手当（母子家庭対策）、特別児童扶養手当（障害児対策）がある。
3. 2003年の合計特殊出生率は1.29と過去最低となった。未婚化や晩婚化は年々進み、既婚夫婦の出産意欲も低下している。内閣府の調査によると、理想の子ども数をもてない理由の第一位は、「養育費・教育費の負担」となっている。
4. 諸外国では、次世代の担い手である子どもの養育については、広く社会連帯の考え方により対応するという共通認識がある。子どもをもつ家庭ももたない家庭も、企業も国も、現在の子どもの養育にかかわっていくという各国の共通した考え方がある。社会は世代間の連帯で成り立っていると認識すべきである。
(参考:「社会福祉セミナー」2005年1月~3月号)

施設長の心得

理念と精神を内面化し実践する

1. 新しい時代の施設のあり方は従来と異なる。これは、法律が変わったからといって、それだけで改革が行われるわけではない。むしろ、それを現場で具体的に形として示し、工夫し、またその理念と精神とを内面化し、納得して実践するのでなければ形だけのものとなる。
2. 福祉の考え方は「保護」から「自立支援」へ、そして利用者とサービス提供者が対等な関係となり、たとえば、従来の措置や措置費制度から利用制度、そしてそのもとの支援費支給方式に改められた。「契約」という形でのサービスの利用方式となり、利用者やその家族、さらに代理人に対してそれを説明できるものでなければならなくなった。
3. いずれも形式上、形を整え、遵守することはそれほど困難なことではない。しかし、内実を伴ったものにしようとするなら、現場の意識改革と創造力を伴った実務的手腕が欠かせないものばかりである。

(参考:「施設長のための業務チェックリスト」): 全国社会福祉協議会

介護業界の動向

介護予防サービスの重視

1. セントケア(株) (東京都中央区) は1月11日、米 Medical Care 社が開発した認知症(痴呆症)の早期発見・予防システムを、10月に同社の通所介護事業所とグループホームに導入すると発表した。介護保険制度改正で重視されている介護予防サービスのメニューに将来、認知症予防ケアも加わると予測し、他社との差別化を目的に導入に踏み切った。
2. 同システムは、記憶スクリーニングテスト(記憶障害を判定)、認知症予防プログラム(認知症リスクを判定して予防法を提示)、認知症進行モニター(認知障害の定期モニター)などのプログラムからなる。

(参考:「日経ヘルスケア21」2005年2月号)

古典に学ぶ

師友を選ぶ

「学を志す者は、必ず根本の道に到達することを願うだろう。この道に到らんとする者は、その方法を選択することが第一である。方法を選ぶには、指導者としての師や友人を選ばなければならない。師友が善良であれば学問の方法はかならず正しい。学術を正しく求められれば、やがて道に到達するであろう」

(参考: 貝原益軒「慎思録」): 講談社学術文庫